

令和7年度第2回春日井市地域自立支援協議会議事録

1 開催日時 令和8年2月6日（金）午後2時～午後4時

2 開催場所 文化フォーラム春日井 会議室 AB

3 出席者

【会長】

田代 波広 （障がい者生活支援センターJHN まある 尾張北部圏域地域アドバイザー）

【職務代理者】

牧瀬 英幹 （中部大学）

【委員】

水野 裕也 （相談支援センターえーる）

足立 智成 （障害者支援施設 夢の家）

浅野 京子 （春日井こども発達支援センターてくてく）

坂本 宣弘 （春日井市医師会）

渡辺 綾野 （春日井市民病院医療連携室）

沢田 泉美 （春日台特別支援学校）

佐藤 幸子 （神屋小学校）

原 雅恵 （春日井公共職業安定所）

山本 松壽 （春日井地域精神障害者家族会むつみ会）

興石 真由美 （春日井市肢体不自由児・者父母の会）

長谷川 正彦 （春日井市地域包括支援センター松原）

夏目 恵子 （春日井保健所）

【欠席】

鈴木 俊光 （春日井市民生委員児童委員協議会）

【障がい者生活支援センター】

吉村 人哉 （基幹相談支援センターしゃきょう）

村上 美咲 （基幹相談支援センターしゃきょう）

正木 誉礼 （春日苑障がい者生活支援センター）

中村 公 （春日苑障がい者生活支援センター）

神野 知佳 (障がい者生活支援センターかすがい)
宮原 香苗 (障がい者生活支援センターJHN まある)
上田 薫 (障がい者生活支援センターJHN まある)
住岡 亜美 (障がい者生活支援センターあつとわん)
下畑 有美 (障がい者生活支援センターあつとわん)
高見 枝美子 (障がい者生活支援センターなないろ)

【傍聴】 9名

【事務局】

神戸 洋史 (健康福祉部長)
清水 栄司 (障がい福祉課長)
林 政男 (障がい福祉課長補佐)
相澤 八重 (障がい福祉課長補佐)
杉本 裕昭 (障がい福祉課障がい福祉担当主査)
稲垣 雄介 (障がい福祉課障がい福祉担当主査)
金野 貴成 (障がい福祉課認定給付担当主査)
伊藤 佳恵 (地域共生推進課主任)
前澤 早苗 (障がい福祉課主事)
矢野 由季子 (基幹相談支援センターしゃきょう)

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会及び部会の報告について
- (3) 地域生活支援拠点等及び障がい者虐待の報告について
- (4) その他

5 会議資料

資料1 障がい者生活支援センター集計
資料2 障がい者生活支援センター相談に関する報告
資料3 障がい者生活支援センター連絡会の報告
資料4 当事者団体連絡会の報告
資料5 医療的ケア児等支援部会の報告
資料6 運営会議の報告

- 資料 7 地域生活支援拠点の報告
- 資料 8 障がい者虐待の通報・届出状況について
- 資料 9 事前質問と御意見
- 資料 10 障がい者生活支援センター再集計
- 資料 11 外国籍世帯を支援するための社会資源について
- 資料 12 就労選択支援について

6 議事内容

会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

◆議題 1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

(田代会長)

資料 1 について、山本委員から御意見をいただいております。資料 11 と合わせて事務局から御説明いただきます。

【事務局 資料 11 に基づく説明】

(田代会長)

資料 11 は当日資料であるため、詳細を見ていただくことは難しいかと思いますが、山本委員何かございますか。

(山本委員)

長期間の相談の傾向が見たいと思い提案しました。私も過去のデータから計算したところ、相談件数は、支援内容別全体で見た場合、令和 2 年から 5 年は増加し、令和 6 年以降は減少しています。電話やメールによる相談件数に大きな変化はありませんが、他機関調整が令和 6 年度以降減少しています。これは、各関係機関同士が顔の見える関係になったためだと推測でき、今後も連絡調整に関する件数は減った方が良くと思います。また、ニーズ別相談件数は令和 6 年度以降減少しています。内訳をみると、サービス利用に関する相談が減少していますが、令和 7 年度は家庭金銭、生活支援の相談件数が増加しています。

長い目で見ると相談の傾向がわかり、今後の課題や対応も変わると思います。
今後合計件数で結構ですので、長期的な比較をしていただきたいです。

(田代会長)

資料 10-3 は、令和 3 年度と 6 年度が委託の相談員数が障がい者生活支援センター（以下「支援センター」とする。）と同じであるため、比較をしております。

山本委員からお話があったとおり、令和 6 年、7 年度を比較すると、計画相談が普及しているため、全体の相談件数は減少しています。ただし、他機関連携が必要な多問題のケースについては、引き続き支援センターが支援しているため、件数が増加しているのではないかな等の考え方ができます。

山本委員からの 2 つ目の御意見にもつながることですが、大変な業務をどのように効率化するか、業務改善ができるところはないか、皆さんの御意見をいただきたいです。効率化や業務改善について、各支援センターに御回答いただきます。

(春日苑障がい者生活支援センター 正木相談員)

業務改善は非常に必要だと常日頃感じていますが、少人数で業務に当たっているため、改善のための時間を作るのが困難です。できることとして、委託の事業所同士であれば支援センター連絡会での情報共有、事業所単位の事項であれば日々の活動の中で検討して改善していければいいと考えております。

(障がい者生活支援センターかすがい 神野相談員)

複合的な課題は、一人の相談員、一つの事業所では支援が難しく、相談員の負担も大きいため、各関係機関の連携が必須であると感じます。その中で、かすがいネット連絡帳などの ICT を活用したシステムの導入をさらに進めていくこと、連携がとりやすい体制づくりに取り組むことなどが大事だと思います。業務の効率化については、相談支援研修会や連絡会等で意見が出ているため、今後検討し改善していく必要性を感じております。

(障がい者生活支援センター JHN まある 上田相談員)

障がい福祉課から紹介を受けて支援センターに繋がった方に関して、障がい福

祉サービスの制度の説明等は、支援センターが説明を行うのではなく、障がい福祉課窓口で行われると良いと思います。また、ハローワーク窓口で既に対応されているように、マニュアル化やデジタル化という工夫もあると良いと思います。

しかし、効率化については、個別の相談が必要かの判断が難しいこと、相談者ごとに生活歴やニーズに違いがあるため、効率化は難しい分野であると思います。

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員)

世帯に複合的な課題がある場合、他機関との連携は不可欠であり、関わる機関同士で役割分担することも重要だと感じます。ただし、様々な相談を受ける中で、日々時間が足りないことを感じています。業務の効率化の見直しは事業所単位では行っておりますが、他機関と関わりながら組織的に業務改善を行うことは時間がかかると感じます。

(障がい者生活支援センターなないろ 高見相談員)

各機関との連携が必須であるため、連絡調整に時間を要している印象があります。かすがいネット連絡帳やMCS（メディカルケアシステム）等のICTを活用していますが、各機関がICT機器を導入していない場合、導入に時間がかかるものもあるため、導入しやすい共通のシステムがあると良いと思います。

(基幹相談支援センターしゃきょう 吉村 相談員)

基幹相談支援センターしゃきょうでは、相談内容自体が個別性の高いものが多く、話を聞くことに時間がかかることが多いです。一件ずつ話を聞き、記録を作成するため、記録の取り方や情報共有の方法について、ICTが活用できると業務改善ができると思います。事業所の中でも精査していますが、あくまでも事業所単体でできることのため、他事業者と連携して業務改善を行うとなると時間がかかると感じます。

(田代会長)

障がい者生活支援センターなないろ（以下「なないろ」とする。）から御説明のあったMCSとは、どのようなものでしょうか。

(障がい者生活支援センターなないろ 高見相談員)

訪問診療が利用しているシステムを最近導入しました。導入に少し時間がかかりましたが、導入後は関係機関との情報共有がしやすくなっています。

(田代会長)

各支援センターからの御意見では、相談内容の個別性の高さや、話を聞くことに時間がかかることから、相談内容そのものの効率化は難しいとのことでした。改善できることとして、日頃の連絡調整にICT等の活用ができるのではないかという御意見が出ていました。私見ですが、相談の中で無駄を省く支援とは何かというと、計画相談員が相談面談のスキルを上げることで、長時間にわたり話を聞くことがないようすると良いと思います。また、押印はなくなりつつありますが、同意行為等の契約、署名についても工夫もできると良いと思いました。

今日の委員の皆さんにICTの活用により、いわゆる雑務が省けた事例があれば御紹介いただきたいです。各現場での活用方法や実践内容を御説明ください。

(坂本委員)

会議を録音し文字起こしすること、また、そのデータをAIに読み込ませることで、要約した議事録の作成をしています。各事業所で、面談内容の文字起こしはAIに任せる、ということができると良いのではないかと思います。また、なないろと連携して支援をしているケースでは、かすがいネット連絡帳を活用しており、うまく関係機関同士で連携が取れるため、助かっています。

(沢田委員)

教育現場においても利用可能なAIはありますが、個人情報の取り扱いが多いため、会議の議事録作成等ではAIを活用できていません。ただ、最近会議はオンラインで行うことが増えました。

(佐藤委員)

春日井市は全国有数のICT先進市であるため、全国から活用方法の視察があり、授業でもICT機器を利用しています。例えば会議の場合、オンライン開催や、会議の内容を録音し、後から要約することがあります。個別の面談の場合、

担当の先生によってはホワイトボードミーティングを実施することが多く、会議終了後各自でホワイトボードの内容を撮影し、文字起こしをしなくても情報共有できるようにしています。また、必要に応じて、画像の内容をAIを活用して文字起こしを行い、学校内のチャットで共有できるようにしています。

(長谷川委員)

地域包括支援センターもかすがいネット連絡帳を毎日活用しています。また、法人内の定例会議もオンラインで実施し、職員間の連絡は、職場用のチャットツールを活用し、スケジュールの共有などを行っています。

(足立委員)

入所施設において、記録は記録システムを活用して行い、法人全体で共有しています。今後音声入力による記録入力、インカムの活用を検討しています。

私は毎年開催される、福祉機器展で情報を入手し現場に共有して生産性の向上を検討しています。今後、人手不足が予測されるため、業務量を減し、自分たちの仕事をしっかりするために、ICTの導入を考えています。

また、記録についても、全てICT化するのではなく、アナログとデジタルのいいとこどりをする見極めが必要であると思います。

(田代会長)

人材不足に備えるため、業務を効率化し、支援の質の低下を防ぎたいということでした。活用できそうな内容は、活用していければ良いと思います。

既にハローワークにおいて、タブレットを用いた制度説明をしているとありましたが、補足等ありますでしょうか。

(原委員)

これまで失業保険等の申請の導入部分の説明は職員が行っていましたが、最近では動画を活用して説明をしております。

(田代会長)

動画による制度説明を障がい福祉課の窓口でも実施してはどうか、という御意見がありますが、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

今後窓口においても効率化を図ることが必要になるかと思いますが、障がい福祉課に見える市民の方は、障がいをお持ちの方もいるため、動画等の説明のみだと理解が難しい場面もあると思います。障がいをお持ちの方でも手続きができる方法について今後検討が必要であると考えます。

(田代会長)

組織的な検討という御意見もあるため、法人としての検討と合わせて春日井市としての検討が必要だと思います。その中で、変えられないもの、逆に変える必要があるものが出てくると思うので、取り入れる意識を持っていると良いと思います。足立委員から御意見いただいたとおり、福祉分野において、生産性の向上が広がっています。今後限られた人材でどのように提供するサービスの質を担保するのか、今いる人を辞めさせない点が生産性の向上につながると思います。山本委員からいただいた御意見はかなり貴重な御意見になったと思います。

次に資料2について、山本委員から補足あればお願いいたします。

(山本委員)

益々複雑・複合的な事案が多くなり、2040 問題などが目前にせまり先行き不安を感じますが、障がい福祉サービスは年々進化しており、大変心強く思います。その反面、サービスに繋がっていない人も多いと思います。サービスに繋がれていない人が、サービスへ繋ることが地域共生社会実現のため重要だと感じます。

我々家族会は、「福祉サービスに繋がっておくことが緊急時の備えになる」ことを念頭に置いて活動し、家族交流会等の開催により、当事者が自立でき、家族が自信と希望が持てるよう取り組んでいます。いかに不安の中にいる精神障がい者家族に繋るか模索しておりますので、今後も御支援をよろしく申し上げます。

(田代会長)

家族交流会で新たな家族に出会うことはありますか。

(山本委員)

家族交流会では、毎月2、3名の方が新規で参加されており、悩みを共有しています。また、家族学習会で勉強したことや、家族が体験したことを共有し、勉強しています。

(田代会長)

次に原委員から他県や他市町村と意見交換や好事例について共有する機会があるか御質問いただいておりますので、各支援センターから御回答いただきます。

(春日苑障がい者生活支援センター 正木相談員)

他県自治体や関係機関等と意見交換や情報交換する機会は少ないです。全国的な研修に参加したときに、意見交換をする機会がある程度です。

(障がい者生活支援センターかすがい 神野相談員)

他県の自治体や関係機関等と情報交換する機会は少ないです。他県の研修会の内容を見ても、同様の課題を抱えている印象があるため、情報交換できる機会が増えると良いと思います。

(障がい者生活支援センターJHN まある 上田相談員)

関係機関との研修会や情報共有をする機会がありますが、他の自治体と相談支援体制が違うことや、内容がどこも困っていることから、好事例を共有することはなかなかありません。県外の研修の件数も少ない印象です。ただ、好事例に限らず、モデル事業に関する実践報告を確認することがあります。

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員)

金銭管理や社会資源の不足、人材不足に関しては、どの地域も共通の課題だと思います。地域アドバイザーから情報共有いただくことはありますが、直接他市

と意見交換をすることは県を跨ぐとさらに難しいです。また、事例検討会は開催していますが、好事例の紹介はあまり聞かないです。

(障がい者生活支援センターなないろ 高見相談員)

他の近隣の市町と情報共有する機会があっても、他県から情報共有をすることは少なく、自分自身で調べる程度です。好事例を共有するという新しい着眼点をいただき、ありがとうございます。

(基幹相談支援センターしゃきょう 吉村相談員)

研修会を通じて情報共有をすることはあっても、他県で研修に参加したことはなく、直接情報共有をする機会は少ないです。

(田代会長)

困難な事例を検討する場があっても、好事例を共通する機会が少ないということなので、原委員からの御意見がよかったと思います。また、同様の課題が各地域で出てきているということは、春日井市の地域課題でもあり、全国的な地域課題でもあるということだと思います。

愛知県でも自立支援協議会があり、そこで各地域の地域課題が共有され、国へ伝わります。市、尾張北部圏域、県で出た課題を橋渡しし、共有する立場として地域アドバイザーがあります。類似している課題の解決方法や、モデル事業の共有は、地域アドバイザーの役割です。また、好事例集については、地域生活支援拠点等の好事例集が国から発行されています。愛知県も令和6年に取り組み事例集を発行しており、春日井市も掲載されました。

本協議会においても、数年前からそのインフォーマル資源について、好事例の積み重ねを続けているため、引き続き共有していきます。

次に佐藤委員から、資料2-1について、お金の使い方の件で御質問いただいておりますので、各支援センターから御回答いただきます。

(基幹相談支援センターしゃきょう 吉村相談員)

お金の経験については、幼少期に小さな失敗経験があると良いと思います。最

近はお金をスマートフォンや SNS から簡単にお金を借り入れることができ、トラブルが多くあるため、正しい知識を学齢期から理解する必要があると思います。

(障がい者生活支援センターなないろ 高見相談員)

お金の使い方については、障がい特性や家庭環境によるものが大きいと考えます。また、現金がなくても買い物ができるため、お金の使い方を学習する機会を設けることが難しいと感じます。ただ、お金に関して困ったことが起きたときに誰かに相談できた体験が、詐欺被害や金銭トラブルの予防に繋がると思います。

(障がい者生活支援センターあつとわん 下畑相談員)

障がい特性により、お金の使い方を教えていても、他者が思うようなお金の使い方ができないことがあると思います。また、家庭環境が影響している場合もあり、親の価値観や親自身も計画的にお金を使うことが苦手な人もいます。子どものうちに、小さな失敗や成功体験から一緒に考えてくれる人や学べる機会があると良いと思います。

(障がい者生活支援センターJHN まある 上田相談員)

精神障がいや発達障がいの方と関わる中で、金銭管理に関わらず、「仕方がない」ということを幼少期に経験してもらいたいケースが多いです。様々な要求が自分の思った通りにならない経験や、我慢する練習も必要だと思います。失敗をしたときに、周りが後始末をすることで、御自身で責任を取らないということが大人になっても続く場合もあるため、「障がいがあるからすべてが許されるわけではない」ことを幼少期から教えていただくと良いと思います。

(障がい者生活支援センターかすがい 神野相談員)

障がい特性により、想像することが苦手、先の見通しが持てない、知識の定着に時間がかかる方が多いです。幼少期からお金の使い方や詐欺被害について、最悪の状況も含めてわかりやすく繰り返し学べる機会が持てると良いと感じます。家庭でもお金の使い方や我慢することを教育してもらえると良いですが、家庭の支援力が乏しいという状況もあるため、学校等の家庭以外の場で取り組んでいた

だけると良いと思います。今はスマートフォンがあれば、簡単にお金を借りることもできるため、その危険性を学べる機会があると良いと思います。

(春日苑障がい者生活支援センター 正木相談員)

一般論として、お金の大切さを覚えてもらうこと、お金は使ったらなくなるといふ小さな失敗を積み重ねて、お金の使い方について身をもって学んでもらうことや、目標を決めてお金を貯める経験を積むと良いと考えます。ただし、障がい種別によって支援の方法は変わるため、学校と関係機関が協力して支援していければ良いと考えます。

(田代会長)

佐藤委員、沢田委員何かありますでしょうか。

(佐藤委員)

「失敗させないように、ちゃんとやらせる。」と考えていましたが、「失敗できるチャンスは今だ。」という考え方が非常に目から鱗でした。今日伺ったことを各校の特別支援学級担当者も共有します。

(沢田委員)

高等部の生徒たちは卒業後社会に出て、自分でお金を稼いで生活することも想定されるため、毎年授業で消費者教育センターから講師を招き、お金の使い方と金銭トラブルに合わないため事例を学習しています。ただし、子どもたちは既にスマートフォンを所持しており、現金以外の決済方法を知っているため、学校では友人間で金銭の貸し借りをしない、奢る・奢られるはしない、勝手にお金を使わない、お金を使ったことは保護者に必ず伝える、と教えています。また、家庭に子どものお金の使い方について、学生時代のうちは把握をして欲しいと伝えていますが、小学部、中学部の子どもには、ここまでの消費者教育は行っていないため、家庭の中で金銭管理がされているのではないかと思います。

また、多くの子どもたちが通所する放課後等デイサービスが、買い物をレクリエーションに取り入れていること、学校においても、校外学習として買い物をし

ており、その中でお金の使い方を学習しているのではないかと思います。

お金の使い方の失敗の経験は少ないと思うので、今日伺ったお話を活かしていきたいと思います。

(田代会長)

学校教育においてできることにも限界があると思うため、様々な学習の機会があると良いと思います。1月に地域アドバイザー研修事業として沢田委員に御紹介いただいた愛知県消費者センターに研修をしていただきました。金融トラブルに合った際、過去の失敗した経験から、黙ってしまう、隠してしまう障がいの方がいます。そのため発見が遅れ、消費者センターへの相談を提案しても断られて、情報提供できないことがあります。学生の内に大人と一緒に自力で解決できた経験が、大人になって生きること。問題に直面した際に、すぐに支援機関に相談することを選択肢に入れてもらうことが、詐欺被害の抑制に繋がると思います。

次に資料2-4、あっとわんの報告について、佐藤委員から御感想をいただいています。まず、あっとわんから、アセスメントについて御説明いたします。

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員)

現状、児童発達支援や放課後等デイサービス等の福祉サービスは、保護者の希望によって利用がされています。今回記載している「アセスメント」とは、子どもや家族の状況、子どもと家族の将来の暮らしに関するニーズを正確に把握し、子どもが希望する暮らしに近づくため、特に必要なことを聞き取り、障がい福祉サービスの利用の目的を整理することになります。しかし、障がい福祉分野において、アセスメントの質に課題があると感じます。また、各関係機関で子どもの発達や家庭の状況は把握しており、適切な関わりや情報提供をされていると感じますが、例えば母子保健から療育へのつなぎ方など、つなぎ方の仕組みや体制が整理されていない点に課題があると感じます。

(田代会長)

佐藤委員からの御意見だと、ライフステージの中で学校教育までつながっていく課題、あっとわんから出された課題は、関係する支援者が障がい福祉サービス

につなげるにあたり、アセスメントができる仕組みがないため難しいというお話でした。事務局から補足などありますでしょうか。

(事務局)

先日障がい福祉課と母子保健担当課と意見交換を行いました。母子保健の担当では、健診やその後の保護者へのフォローの結果を踏まえながら、療育の紹介をしていることが確認できました。療育の施設には様々な特色がありますが、保護者によっては御自身で事業所を探されて、複数の事業所を利用される事例もあると確認しています。本来、療育は児童の発達を促すことに有効なものですが、中には単純な預かりを目的として利用している事例もあります。そのため、療育を利用する前に、相談員や障がい福祉課の窓口等において、サービスの目的を丁寧に説明すること、また相談員のアセスメントによってニーズを整備し、利用の目的が療育以外の場合であれば、他の社会資源を活用することが必要だと思います。

(田代会長)

保健師が健診等の機会に地域資源や療育について紹介はしていますが、例えば計画相談員のような客観的に家庭や子どもの状況を見る人がおらず、保護者の想いで直接福祉サービス事業所に繋がること。その後しばらくして近況を聞くと、利用事業所が増加していることがあり、悪い意味で言えば、保護者都合、事業所都合になっていることが見え隠れしているに感じます。

(浅野委員)

健診事業は、保護者に対し子どもの理解を促し、早期に療育につなぐ目的がある点で、療育とはライフステージにおける目的が異なると思います。以前はサービスが不足しており、保護者は我が子をよりよく育てるためのサービス調整に力を注いでいた印象ですが、現在はサービスの選択肢が多く、どのようにサービスを選択していくかに注力している印象です。支援者としては、保護者に賢くサービスを選択しながら子どもを育てるか、見通しを持ってもらうための、保護者教育が必要だと思います。サービスを利用するまでの実態として、多様な立場の人が関わるため、サービス間のつながりをうまくする必要があります。

(田代会長)

サービスの選択肢が増え、保護者も共働きする時代変化しています。サービスを選択する機会に付き添い、一緒に考える人がいると良いと思います。つなぎのステージとして、他地域のことも踏まえて牧瀬委員何かありますでしょうか。

(牧瀬委員)

私の専門が発達障がい支援ということで、名古屋市教育委員会の特別支援教育のアドバイザー、スーパーバイザーをしています。具体的な活動としては、通常学級で発達に課題のある子どもの対応をすることが困難な場合に、名古屋市内の特別支援学校にコーディネーターを経由して専門家に依頼があり、具体的な支援方法を考える制度があります。私も9年ほど関わっていますが、制度利用が浸透しており、先日も支援に入りました。そういったシステムを導入することで、実際の子どもの課題を見ながら、教育や障がい福祉サービスを含めた地域全体で子どもをどのように育てていくか協議しています。このような制度を導入することも方法としてあるかと思います。

(田代会長)

来年度春日井市障がい者総合福祉計画の策定年度であるため、検討する機会になると良いです。改めて佐藤委員ございますか。

(佐藤委員)

ご紹介いただいた名古屋市の制度は、愛知県の場合、巡回訪問や検討会が該当します。また、春日井市内に保育所等訪問支援事業所があるため、専門家に実際の場面を見て御助言いただく機会があります。また、あゆみ相談等の教育機関が実施している各種相談があります。ただ、1歳半健診や3歳児健診で得た情報が、保育園までは伝わりますが、小学校には伝わらないことがあります。情報共有が不要な場合もありますが、情報が途切れてしまい、何かの機会に検査をしたことで境界児であったと判明することがあるため、課題であると思っています。そのため、この機会に5歳児健診の導入についてお伺いしたいです。

(事務局)

5歳児健診については現在検討中です。

(田代会長)

5歳児健診は圏域内では小牧市が既に実施しており、春日井市も今後検討がされていくと思います。5歳児健診も含めて、支援と支援のつなぎをどうするか。いかに保護者の方に伴走する人材を作るかが、次期春日井市障がい者総合福祉計画の論点になると思います。

次に、第1回自立支援協議会でも課題として挙げていただいた外国籍の方の対応について、佐藤委員と原委員から御意見いただいております。前回沢田委員から、外国籍の方の支援が難しいと伺いましたが、その後いかがでしょうか。

(沢田委員)

本校には外国にルーツを持つ子どもが多く通っています。子どもの支援について、本校は知的障がい児を受け入れる学校であることから、文字ではなく視覚的な支援を行うことや、難しい言葉を使わずに簡単な言葉で端的に伝えることで、子どもに対しては言葉の壁がなく意思疎通ができます。

ただ、学校としては、日本語の理解が困難な保護者との意思疎通に苦勞しています。文字でのやり取りが難しいため、電話でのやり取りが主ですが、保護者に日本語のニュアンスが伝わりにくく、やり取りに苦慮することもあります。懇談時は、愛知県から通訳が派遣されるため会話ができますが、保護者の中には社会福祉制度が理解されず、サービスの必要性を感じていない方がおり、子どもが社会に出た後に壁ができます。どうしたらスムーズに社会につながるのか。学校卒業後に保護者が子どもをサポートしてくれるのか、不安があります。

(田代会長)

沢山のヒントがあるお話だったと思います。事務局から春日井市の外国籍の方を支援する社会資源について御説明いただきます。

【事務局 資料12に基づく説明】

(田代会長)

各機関で御案内ください。

その他支援センター連絡会でも外国籍の方を支援する資源について情報を集約しました。本日は配布していませんが、相談員がボランティア団体から通訳できる方の紹介を受け、うまく支援に繋がれた事例の報告がありました。

また、通訳について、通訳者の伝え方によってトラブルになった事例があり、「通訳がいるから大丈夫ではない。」というお話を聞きます。翻訳アプリ等を使うことでおおよその意味は通じても、ニュアンスが違うことがあるため、説明に苦労するというお話がありました。各企業において、日本語が勉強できる仕組み作りがされているように、様々な面から障がいの有無に関わらず外国籍の方を支援できる仕組みができると良いと思います。

私見として、ICT活用にもつながりますが、外国籍の方向きの各種手続きの説明を作成すること。また、市内にボランティアで活躍している方がいるため、一緒にフローチャートを作る、簡単な福祉用語を外国語できるように学習する機会を得ることの検討が必要だと思うため、今後取り組んでいきます。

次に夏目委員から御感想をいただいていますので、補足いただきます、

(夏目委員)

保健所は難病患者、小児慢性の患者の在宅療養の支援を行っています。特に災害時の医療の継続に関する役割を担います。春日井市は大きな震度予測ではないですが、危機管理担当課から南海トラフ地震発生時には、広範囲で停電すると聞いています。その場合、医療的ケアが必要な方、特に電気を使った医療機器を使って生活をされている方は、即命取りになるため、保健所でも気にかけております。もし、医療的ケア児等の災害時の確認方法について、情報シートを作成するのであれば、保健所でもすり合わせするので、お声がけください。

(事務局)

今年度医療的ケア児等支援部会で防災に関する研修を開催し、多くの方に来場いただきました。市としても防災に関する意識の高まりを感じています。

現時点で災害対策として、情報シートの統一はできていませんが、今後統一に

向けて御相談をさせていただきます。

(神戸健康福祉部長)

災害時要援護者支援制度の別表として、個別的の支援計画があり、医療的ケアに関する記載もあるため、そこですり合わせができると思います。春日井市では現在 1000 人弱程度の方に登録していただいておりますが、まだ他市と比較して登録者が少ないです。医療的ケアが必要な方については、御家族等の身近な支援者がいる場合でも、災害時要援護者支援制度の登録の推奨をしています。

(夏目委員)

保健所では、特に人工呼吸器を利用されている方について、災害発生後に情報をいただくのではなく、平時から地域災害医療コーディネーターと情報共有していきたいと考えます。保健所が把握しているのは、難病患者と小児慢性の方だけですが、市の方では医療的ケア児者についても把握していると思うため、保健所も医療系ケア児等の支援者に加えていただきたいです。

(田代会長)

興石委員補足ありますでしょうか。

(興石委員)

先日の医療的ケア児等支援部会が開催した災害の研修を受講して、保護者の間でも備える意識が芽生え、非常用電源を購入した家庭もあると聞いています。今のお話について、保健所と情報共有ができていると、災害時の電気や酸素に関する情報を教えていただけるということでしょうか。

(夏目委員)

電気の情報については、市と共同で電気が使え避難所等の情報が御案内できます。また、近隣で電気が使えるところがない場合、県外に広域搬送することや、受け入れ可能な病院との調整を保健所の災害時保健医療調整会議で検討します。結果はその時の状況次第ですが、事前情報の有無によって対応のスピードが違う

ため、事前に情報共有できると良いと思います。

◆議題2 連絡会及び部会の報告について

(田代会長)

資料3について、山本委員から就労選択支援について御質問いただいております。事務局から御説明いただきます。

【事務局 資料12に基づく説明】

(田代会長)

令和7年10月から始まった事業であり、就労選択支援事業所は春日井市内で2ヶ所あります。不明点は障がい福祉課や計画相談員にお問い合わせください。

また、資料12-2につきましては、新規で就労選択支援を利用する場合や計画相談員が付いていない場合、委託の相談員が一時的な計画相談員となります。就労選択支援を利用する方の今後の人生に影響することもあるため、慎重にサービスの提供をしていきたいと思っております。

続いて、はたらく福祉事業所フェアに関する事前質問について、事務局から御回答いただきます。

【事務局 資料9に基づく回答】

◆議題3 地域生活支援拠点及び障がい者虐待の報告

(障がい者生活支援センターかすがい 神野相談員)

地域生活支援拠点について、土日の相談状況に大きな変化なく、就労等の事情で、土日にしか相談ができない方のニーズがあります。

緊急時の登録について、緊急時事前登録申請書を作成し、実際に障がい者生活支援センターかすがいの利用者の中で緊急時の対応が未定の方の登録を行いました。今後、段階を踏んで、市内の相談支援事業所にも広げていくことを計画して

います。緊急時の対応について関係機関との打ち合わせを複数回行いました。医療的ケアと精神障がいを持ちの方の緊急時の対応について協議を重ねています。

【事務局 資料8に基づく説明】

◆議題4 その他

【事務局 来年度の変更点について 口頭にて説明】

(浅野委員)

学童ではなく、放課後等デイサービスを利用する方が多い中、月の利用日数上限が15日になると、放課後の生活を誰がどのように保障するか。また、小学校3年生以上になると学童の利用を断られることも多い中、手帳を所持していない、自宅で過ごすことが難しい子どもの放課後の生活に課題が生じると思います。あっとわんが地域課題として挙げたような課題もある中で、非常に思い切った決定であり、かなり急ではないかと思いました。

(田代会長)

今後どのように周知する予定でしょうか。

(事務局)

現在利用される方に関して変更はありません。今後該当する方に対しては順次周知します。

(田代会長)

手帳を所持していない方の基準の支給量は15日ですが、様々な事情で15日では不足しているとなれば汲んでいただけたらと思います。支援者がしっかりとお話を聞き取り、放課後等デイサービスの利用について説明する必要があると思います。保護者の方は積極的に福祉サービスを利用したいと思うため、ただ基準日を減らすだけではなく、伴走する仕組みを作ることが重要だと思います。

最後にお話いただいている委員の方に一言ずついただきます。

(水野委員)

相談員として抱えている課題が、個人の課題ではなく、共通した地域課題であると感じました。例えば私が担当している方でも、金銭の問題、ひきこもりの方、性の問題等で支援に困ることがありますが、他の相談員に相談しても、具体策がなかなか出てこないです。そのような場合に、全国各地の経験豊富な相談員や支援者が実践した好事例を見る機会があれば、1つの支援の引き出しにできるため、すごくいい案だと思いました。

(渡辺委員)

業務の効率化について、転院の際、相手方の病院に情報共有する必要がありますが、各病院で必要な情報が違ってきます。現時点で実現はできていませんが、市内統一の情報シートを作成できたらいいという話をしています。

その他意見がないことを確認して閉会した。

令和8年4月28日

会 長 田代 波広

職務代理者 牧瀬 英幹